

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会徴収不能欠損処理要綱

(目的)

第1条 回収の見込めない債権を徴収不能欠損処理し、健全な債権管理を目的として行うものである。

(対象債権名)

第2条 徴収不能欠損債権は次の債権とする。

- (1) 未収金
- (2) 立替金
- (3) 仮払金
- (4) 福祉資金貸付金

(回収不能対象条件)

第3条 第2条の債務者で次の場合に該当するものとする。

- (1) 本人死亡で、相続人の死亡または相続人が償還困難な場合
- (2) 行方不明者（償還期限到来後長期所在不明）
- (3) 法律上の時効が成立している債権

(相続人償還困難)

第4条 償還困難であると認められる場合とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 現に営んでいる生活水準を維持しつつ、自己の資力によっては償還金の支払いができない。
- (2) 長期所在不明

(徴収不能欠損処理方法)

第5条 社会福祉法人皆野町社会福祉協議会会長の職権により債権の徴収不能欠損処理をすることができる。なおその際には、理事会、評議員会の承認を得るものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。